

ハイタッチ

子供の頃から苦手なこと。小さい子と仲良くなること。声が大きすぎて泣かせたり。うまく抱っこ出来なかったり。「末っ子育ち」が原因かも知れない。そんな私に開眼の兆し。保育園で流行った挨拶。孫娘と毎日「ハイタッチ」。



(竹内)

ECマースなどの電子データの保存義務

電子帳簿保存法第10条において、「所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない」とされています。

ここでいう電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいい、具体的には、

1. いわゆるEDI取引
2. インターネット等による取引
3. 電子メールにより取引情報を授受する取引
4. インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引
5. FAX等による取引情報の授受

などが例として挙げられます。

こうした取引に関する電磁的記録は、一定の場所、保存期間、保存要件に従ってデータを保存する必要があります（書面に出力する場合は、データ自体の保存義務はありません）。

例えば、社外の取引先とのメールでのやり取りなどのデータも、当然、税務調査時の調査対象になりますので、留意が必要です。

(大寺)

4月の税務

- | | |
|---|--|
| 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に届出 | 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月2日 |
| 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月2日(道府県及び市町村) | 9 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…5月2日 |
| 3 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日 | 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月2日 |
| 4 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日 | 11 消費税の年税額が4800万円超の1月、2月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…5月2日 |
| 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月11日 | 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間 |
| 6 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…5月2日 | 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等
※行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行は、3月を経過する日 |
| 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月2日 | |

4月の社会保険労務

- | | |
|--|---|
| 11日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署) | 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
| 5月2日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月~3月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
預金管理状況報告(労働基準監督署)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) | ※ 世界保健デー(7日) |



①雇用保険料率のお知らせ（平成28年3月15日現在）

平成28年度の雇用保険料率に変更になる見通しです。前年度に比べて保険料率が引き下げられます。改正は、平成28年4月1日施行の予定です。

平成28年度の雇用保険料率（見通し） ※（ ）内は平成27年度

事業の種類	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率			雇用保険二事業 の保険料率 (事業主負担)
			労働者負担	事業主負担	
一般の事業	11/1000 (13.5/1000)	8/1000 (10/1000)	4/1000 (5/1000)	4/1000 (5/1000)	3/1000 (3.5/1000)
農林水産の事業 清酒製造の事業	13/1000 (15.5/1000)	10/1000 (12/1000)	5/1000 (6/1000)	5/1000 (6/1000)	3/1000 (3.5/1000)
建設の事業	14/1000 (16.5/1000)	10/1000 (12/1000)	5/1000 (6/1000)	5/1000 (6/1000)	4/1000 (4.5/1000)



②労働保険の年度更新

平成27年度確定
平成28年度概算 労働保険料・一般拠出金の申告

当事務組合(徳島県労務能率協会)に委託いただいている事業所様は、年度更新の時期が近づいて参りました。平成27年4月から平成28年3月までの賃金の総支給額(基本給、各種手当、賞与)、また、建設業の事業所様は元請の完成工事高もお知らせ下さい。

当事務組合に委託されていない事業所様に関しましても、ご相談くだされば対応させていただきます。なお、個別の申告納付書の用紙は、毎年5月末頃に送られてきます。

(松村)

リスマネ委員会

リスクの管理

企業活動からすべてのリスクを排除することはできません。そこで、企業を取り巻くリスクと上手につきあう、つまりリスクを適切に管理(マネジメント)する必要が出てきます。リスクの内容は各事業によって異なり、同じ事業でも時期や周囲の環境などによって異なってきます。

従って、リスクを効果的にマネジメントしていくためには、まず部署ごとに想定されるリスクを抽出し、認識・確認することが必要になります。最終的には、想定したリスクをできるだけ排除し、また実際にリスクが発生した際には被害を最小限に食い止めるためのリスク管理マニュアルを作成する必要があります。企業がリスク管理体制を構築する際、特に留意すべきポイントは次の3点です。

(1) 経営トップが必ず関与する

リスク管理は経営そのものです。企業が活動を行って行く中で、完全にリスクをなくすことはできません。まずは、経営トップがこのことを正しく理解し、自らが先頭に立ちトップダウンで進めることが肝心です。

(2) 組織としてノウハウを継承する

阪神大震災の後、多くの企業でリスク管理マニュアルが作られました。当時の作成にかかわったプロジェクトのメンバーは、人事異動などで担当部門を離れてしまい、その後、マニュアルにメンテナンスが加えられることはありませんでした。そのため、社員の大部分がマニュアルの存在は知っているものの、内容を見たことはない状況になってしまいました。実際には、マニュアルのメンテナンスやその教育徹底こそが重要なことであり、当初の姿勢や体制を継承する仕組みが必要となります。そのためには、経営に近い部署の担当者がその任に当たり、企業規模によっては専任部署を設置することが望まれます。この担当者や担当部署は企業全体を見渡したリスク管理の構築を行い、日常的にはリスクの予防対策や社員への教育訓練を実施し、緊急事態には経営トップの補佐として、リスク管理対策本部の中核として活動することが求められます。

(3) 一貫した体制構築と対応を行う

リスク管理の最大の目的は、可能な限りリスク状態を排除することであり、もしもリスク状態に陥ったとしても損害を極少に抑えることです。リスク状態に陥らないためには、重要なリスクに対して日常的な対応を疎かにしないことが最初に求められます。次に有事に備えての体制の構築です。しかし、日常の管理だけに目を向けすぎて、リスクの防止だけが強調されすぎると、「これだけの日常管理をしているのだから、リスク的状况などは発生するはずがない」という過信につながり、実際にリスクが発生した場合、発生後の対策対応が不十分になることがあります。リスク管理は、日常のリスクマネジメント(事前対応策)への経営トップの関与と、それでも万一の事件・事故の発生があり得るとして、クライシスマネジメント(事後対応策)への備えを行うこととなります。

まず最初に自社のリスク管理についてチェックしてみてください。

(リスマネ委員会)

会計制度

原価計算と管理会計について⑫ ～機会損失～

今回は、機会損失を解説します。

機会損失とは、最善の意思決定をしなかったために失った利益のことを言います。前回までで解説した機会原価と内容が似ているようにも思いますが、別の概念です。具体例で検討してみます。

(具体例)

ある会社では、以下の製品を販売している。

販売単価	10,000円
原価	8,000円
利益	2,000円

上記の製品について、1,000個の受注があったが、材料が不足しており500個だけ製造、販売した。

この例において、会社が稼いだ利益は2,000円×500個＝100万円です。

しかし、もしこの会社が十分な材料を確保できていれば、2,000円×1,000個＝200万円の利益が稼げたはずですが、つまり、材料の確保という最善の意思決定をしなかったために、100万円の利益を失った＝100万円の機会損失が発生した、と考えます。

機会損失は、発生したとしてもその金額が損益計算書に現れるわけではないため、認識しにくいという点では機会原価と共通します。一方で、機会損失は会社が適切な意思決定をすることで発生を防ぐことができることがある、という点で機会原価と異なります(機会原価は、発生を防ぐことができません)。

機会損失の発生原因としては、在庫不足、材料不足、人手不足などで売れるはずのものが売れなかった、広告宣伝不足で潜在顧客を逃した、などが挙げられますが、会社が事前にこれらの原因を認識して、どのように解消していくのかが意思決定上重要なポイントとなるでしょう。ただし、機会損失を防ぐために在庫を積み増すなどの対応をとると、通常は追加でコストが発生するため、意思決定を行う際には両者を勘案することが大切です。例えば、大手の製造業などでは、機会損失の発生原因を解消しつつ、保有在庫をも減らすことを目的として、ジャストインタイム生産方式など様々な生産管理手法が導入されています。

(孝志洋)

医療係

消費税の課税取引・非課税取引

医療機関が行う診療サービスのうち、どのようなものが消費税の課される課税取引か、消費税が課されない非課税取引となるかの判定が、消費税の計算上、重要です。

課税取引	非課税取引
<ul style="list-style-type: none">●健康診断●差額ベッド代(助産等に係るものは非課税取引)●予防接種●要介護認定申請に係る医師の意見書作成料●美容整形●医療機器などの売却収入 など	<ul style="list-style-type: none">●社会保険診療収入●自賠責保険収入●労働災害保険収入●介護保険法の規定に基づく居宅療養管理指導 など

(後藤)

建設係

解体工事業が許可業種に追加

経営審査事項の内容が平成28年6月に改正され、解体工事が29番目の業種区分として新たに追加されます。業種区分の改正は約40年ぶりになります。

また、解体工事業追加に伴う評点算出・様式変更や有資格区分の追加・変更なども行われます。主な改正は以下の通りです。

- ① 解体工事業の評点算出・結果通知
- ② とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)の評点算出・結果通知
- ③ 「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」様式の変更
- ④ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」様式の変更
- ⑤ 技術者有資格区分の追加・変更

(天羽)

資産税係

富裕層に対する課税強化の流れ

《2013年末》「国外財産調書」の導入

12月末時点で国外資産の価額の合計額が5000万円を超える方は、国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」の提出が義務づけられました。

《2015年7月》「出国税」の導入

出国税とは、2015年7月1日以降に国外転出をする居住者が、出国時に時価1億円以上の有価証券等を保有していた場合、出国時に時価で譲渡したものとみなし、含み益が課税される制度です。また、国外転出だけではなく、海外の居住者に贈与・相続などによって有価証券を国外へ移転する場合にも同制度は適用されます。

《2015年末》「財産債務調書」の導入

下記の2つの条件を12月末時点で同時に満たす場合に、保有する財産の種類・数量・価額など必要事項を記載した調書を提出しなければなりません。

- ① 所得金額の合計額が2000万円以上
- ② 資産総額3億円以上または保有有価証券等1億円以上

上記の制度に加え、マイナンバー制度も導入されたので、税務署による資産家の方の情報把握および課税がより一層強化されると思われます。

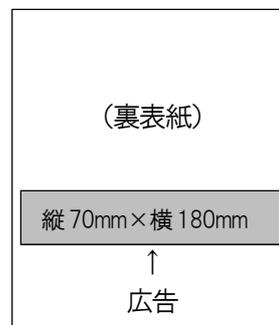
(坂田)

「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは！」という情報がありましたら、「いいね！」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181